



厚生労働省発基安0225第4号

令和8年2月25日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野賢一郎



別紙「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

- 1 譲渡又は提供時にその名称等を表示し、又は通知しなければならない物として、別表第二にN-アクリルモルホリド等の物質を追加する。
- 2 リスクアセスメント対象物健康診断に係るリスクアセスメント対象物ががん原性物質に該当していた期間に作成したリスクアセスメント対象物健康診断個人票やばく露の状況等の記録について、当該記録等の作成後に、当該対象物ががん原性物質に該当しないこととなった場合であっても、当該記録等を作成した日から三十年間保存しなければならないこととする。
- 3 この省令は、令和十年四月一日から施行する。ただし、2は公布の日から施行する。